



令和7年度ものづくりマイスター派遣事業実施要領 (若年技能者人材育成支援等事業)

小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信

北海道技能振興コーナー

1 事業の目的

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっていることから、厚生労働省の「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能者尊重機運の醸成等を図ることを目的とするものです。

2 実施機関

北海道技能振興コーナー（北海道職業能力開発協会）（以下「コーナー」という。）

3 事業実施内容（ものづくりマイスター派遣事業）

(1) 派遣事業の概要

小中学校等の児童・生徒等を対象とした「ものづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

(2) 対象者等

①対象者

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等

②依頼者

小中学校、児童センター運営者等

【留意事項】

- ※事業の単位は原則として小中学校等の学校ごとの学年単位とします（〇〇小学校〇年生）
- ※参加者を教師又は保護者に限定した事業には派遣できません
- ※学童保育を対象とする場合、小中学校で既に受講し、重複して受講することはできません
- ※IT分野に係るものは対象外です

(3) 「ものづくりの魅力」発信の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味を得られるよう設定）
1回当たりの指導時間は2時間を目安とします。

4 派遣の依頼と決定

(1) ものづくりマイスターの派遣を希望される場合はコーナーに別紙「ものづくりマイスター派遣依頼書」を提出してください。

(2) コーナーは、依頼書に基づきものづくりマイスターの派遣を決定し、依頼者及び派遣するものづくりマイスターに派遣内容等を通知します。

5 コーナーによる経費の負担

次の経費（金額）をコーナーが負担します。

(1) 謝金

区分	単価／1時間	上限金額（2時間）
ものづくりマイスター （より熟達した高い技能等を有する者※1）	6,710円（税込）／1時間 （7,700円（税込）／1時間）	13,420円（税込） （15,400円（税込））
補助者（原則1名のみ）	2,970円（税込）／1時間	5,940円（税込）

※1：卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター及びこれらに相当する技能等を持ったものづくりマイスター

(2) 旅費

下記①②いずれかで支払います。

①公共交通機関料金（コーナーへ領収証の提出が必要）

②実技指導を行う会場までの交通費（コーナーの規定により算出した額）

(3) 材料費（運搬費を含む）

参加者1名当たり原則1, 100円（税込）を上限に負担します。

※北海道職業能力開発協会あての納品書・請求書及び契約金額が3万円以上の場合は見積書の添付が必要となります。「6報告事項」の報告に合わせて提出してください。

(4) 参加者の傷害保険

参加者を被保険者とする傷害保険に加入します。（コーナーが直接手続きします）

6 報告事項

「ものづくりの魅力」発信終了後、依頼者は次のとおり実績等を報告してください。

①参加者名簿 ②実施状況（実施風景・写真のコピー） ③アンケート

7 その他

(1) 問合せ先等

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

※各種資料も上記メールアドレスあてご請求ください。